

○国土交通省告示第千三百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年十一月十八日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事（御殿場ジャンクション（仮称）から引佐ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県裾野市葛山字西ノ窪及び字根木畑並びに千福が丘四丁目地内
静岡県沼津市柳沢字赤野、字釜川及び字内山並びに井出字銭神、字渡戸、字茗荷沢、字堀込及び字藤ボサ地内
静岡県富士宮市貫戸字両替山、字飛利久保、字下谷戸、字中山、字初田及び字茅場並びに星山字明星山地内
静岡県静岡市清水区山切字下山、字多田良ヶ谷、字裏山、字時候村及び字城ノ後、草ヶ谷字城山、字堂城、字堂ノ裏、字堀ノ内、字久保田、字川久保、字弁財、字町田及び字駒形、原字的場、字松の木田及び字町田並びに尾羽字上平及び字大縄道上地内
静岡県島田市竹下字四反島、字寺ノ前、字中島及び字長田、横岡字淵、字淵ノ上及び字新宿並びに志戸呂字宮の上、字新宿、字宮ノ西、字殿ノ沢、字上ノ山及び字向川地内
静岡県浜松市北区引佐町東黒田字横捲、字大水口、字マヤモト、字天坊田、字平田、字入江、字樋田、字油田、字小山口、字姥ヶ入、字九助峠、字九助久保、字佐助久保、字吉右エ門田及び字半左エ門田地内
- 2 使用の部分 静岡県裾野市葛山字西ノ窪及び字根木畑並びに千福が丘四丁目地内
静岡県富士宮市星山字明星山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県御殿場市駒門地内の御殿場ジャンクション（仮称）から浜松市北区引佐町東黒田地内の引佐ジャンクション（仮称）までの延長144.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道第二東海自

動車道横浜名古屋線新設工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事(御殿場ジャンクション(仮称)から引佐ジャンクション(仮称)まで)」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(以下「本路線」という。)は、横浜市と東海市を結ぶ延長296kmの路線である。

本路線が横断する神奈川県、静岡県及び愛知県(以下「当該地域」という。)は、全国の人口の約15.5%が集中する地域であり、製造品の出荷額は全国の約26.0%を占めるなど国民生活の向上及び産業発展の観点で重要な地域である。現在、本路線と同様に当該地域を結ぶ高速自動車国道第一東海自動車道(以下「東名高速道路」という。)は、全国の高速自動車国道における利用交通量の約14.0%を占めるなど、当該地域のみならず国内輸送の大動脈としての役割を果たしている。しかし、現在は全線にわたって交通量が交通容量を上回っており、慢性的な交通混雑が発生しているほか、交通事故及び高波・地震等の自然災害による通行止めも多数発生してい

る状況にある。

本件事業の完成により、東名高速道路の自動車交通が分散され、東名高速道路の慢性的な交通混雑の解消が図られることとなる。また、関東地方と中部地方を結ぶ新たな主要幹線が形成されるほか、順次建設中である一般国道1号（伊豆縦貫自動車道）、高速自動車国道中部横断自動車道及び一般国道474号（三遠南信自動車道）との連結により、自動車交通の定時性が確保され、伊豆半島・山梨県・長野県・静岡県西部の各地域との連携強化、産業・経済の発展にも寄与することとなる。また、交通事故及び自然災害等による東名高速道路の通行止めの際には、その代替路としての機能を発揮することとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である静岡県知事が平成3年7月及び平成6年3月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき大気質及び騒音について環境影響評価を実施したところ、大気質については、環境基準を満足すると評価されており、騒音については、一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置を行うなど適切な保全処置を講ずることにより環境基準を満足すると評価されている。また、起業者は、平成20年1月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて大気質及び騒音について環境影響評価の照査を任意で実施したところ、大気質については、環境基準を満足すると評価されており、騒音については、一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置を行うなど適切な保全処置を講ずることにより環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は遮音壁を設置するほか、車両の走行騒音に対して低減効果がある高機能舗装を敷設することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカの生息が確認されているが、本件区間周辺には生息適地が広く分布し、本件事業による改変は生息地の一部に限られることから影響は少ないと認められる。また、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオトメアオイ、オキナグサの生育が確認されているが、本件区間周辺には生育に適した良好な環境が広く分布し、本件事業による改変は生育地の一部に限られることから影響は少ないと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が162箇所存在し、これまでに155箇所の発掘調査を行ったが、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る7箇所について静岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、東名高速道路で慢性的に発生している交通混雑の解消及び高速交通ネットワークの強化を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第1級の規格に基づく4車線又は6車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成3年9月24日及び平成6年7月5日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数、土工部の法面、橋梁構造から土工構造への変更並びにトンネルの坑口及び線形の変更箇所を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は6車線の事業として都市計画決定されているところ、トンネル及び橋梁を除き、4車線の事業として施行するものであるが、本体事業については、都市計画決定された区域の範囲内において支障物件数、連絡施設である東名高速道路等の連結、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものであると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、当該地域においては、東名高速道路で慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の解消を図り、高速交通ネットワークの強化を図る必要があると認められる。

また、静岡県知事を会長とし、本路線の沿線自治体の長からなる新東名高速道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県裾野市役所、沼津市役所、富士宮市役所、静岡市清水区役所、島田市役所及び浜松市北区役所